

令和 7 年

郡山地方広域消防組合議会第 1 回臨時会議案

(7 月14日提出)

目次

議案第 8 号	郡山地方広域消防組合職員の育児休業等に関する条例及び郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例	3
議案第 9 号	財産の取得について	9
議案第10号	財産の取得について	10
議案第11号	財産の取得について	11
議案第12号	財産の取得について	12
議案第13号	福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更につ いて	13
議案第14号	郡山地方広域消防組合監査委員の選任について	14
議案第15号	郡山地方広域消防組合監査委員の選任について	15
報告第 1 号	令和 6 年度郡山地方広域消防組合一般会計継続費繰越計算書	16

郡山地方広域消防組合職員の育児休業等に関する条例及び郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年7月14日提出

郡山地方広域消防組合
管理者 椎根健雄

郡山地方広域消防組合職員の育児休業等に関する条例及び郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(郡山地方広域消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 郡山地方広域消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年郡山地方広域消防組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第12条において準用する第5条第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第6項において準用する第5条第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業を請求することができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数を考慮して管理者が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） (第1号部分休業の承認) 第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第10条第1項及び第2項、第12条において準用する第5条第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項、<u>第19条第1項並びに同条第3項において準用する第5条第2項の規定に基づき並びに同法を実施するため、</u>職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業を請求することができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して管理者が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。） (部分休業の承認) 第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以

項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

下同じ。）の承認は、勤務時間条例第2条から第5条までに規定する勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（次項において「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（次条において「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業の承認の取消事由）

第21条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

(郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成8年郡山地方広域消防組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(介護休暇)	(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が規則で定める者（第17条の3第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により管理者が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、管理者が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、郡山地方広域消防組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年郡山地方広域消防組合条例第2号）第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3）郡山地方広域消防組合職員の育児休業等に関する条例第22条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資す

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が規則で定める者（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により管理者が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、管理者が規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

る事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、管理者が規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 （略）

第17条の4 （略）

附 則

（施行期日）

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 （略）

第17条の3 （略）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。
(郡山地方広域消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の郡山地方広域消防組合職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
(郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 任命権者は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前においても、第2条の規定による改正後の郡山地方広域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(提 案 要 旨)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。

令和7年7月14日提出

郡山地方広域消防組合
管理者 椎 根 健 雄

記

- 1 取得の目的 警防活動に要する被服
- 2 取得する動産 防火衣及び防火帽
数量 防火衣 120 着
防火帽 120 個
- 3 取得価格 金34,914,000円
- 4 取得の方法 随意契約による買入れ
- 5 取得の相手方 郡山市田村町金屋字孫右工門平57番地
和田自動車株式会社
代表取締役 和 田 幸 枝
- 6 支出科目 令和7年度
一般会計
(款) 3 消 防 費
(項) 1 消 防 費
(目) 1 常備消防費

(提 案 要 旨)

防火衣及び防火帽 120 組を取得する。

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。

令和7年7月14日提出

郡山地方広域消防組合
管理者 椎 根 健 雄

記

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 取得の目的 | 消防施設整備事業備品 |
| 2 | 取得する動産 | 指揮支援車1台 |
| | | 型式 シングルキャブ 四輪駆動 |
| | | ぎ装 一式 |
| 3 | 取得価格 | 金52,250,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札による買入れ |
| 5 | 取得の相手方 | 宮城県仙台市宮城野区扇町一丁目6番34号 |
| | | 株式会社モリタ仙台支店 |
| | | 支店長 三 木 章 寛 |
| 6 | 支出科目 | 令和7年度 |
| | | 一般会計 |
| | | (款) 3 消 防 費 |
| | | (項) 1 消 防 費 |
| | | (目) 2 消防施設費 |

(提 案 要 旨)

指揮支援車を取得する。

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。

令和7年7月14日提出

郡山地方広域消防組合
管理者 椎 根 健 雄

記

- | | | |
|---|--------|-------------------|
| 1 | 取得の目的 | 消防施設整備事業備品 |
| 2 | 取得する動産 | 救急自動車3台 |
| | | 型式 ワンボックス 四輪駆動 |
| | | ぎ装 一式 |
| 3 | 取得価格 | 金90,750,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札による買入れ |
| 5 | 取得の相手方 | 郡山市安積二丁目70番地 |
| | | 福島トヨタ自動車株式会社郡山安積店 |
| | | 店長 吉 田 直 行 |
| 6 | 支出科目 | 令和7年度 |
| | | 一般会計 |
| | | (款) 3 消 防 費 |
| | | (項) 1 消 防 費 |
| | | (目) 2 消防施設費 |

(提 案 要 旨)

救急自動車3台を取得する。

財産の取得について
次のとおり動産を取得するものとする。

令和7年7月14日提出

郡山地方広域消防組合
管理者 椎 根 健 雄

記

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 取得の目的 | 消防施設整備事業備品 |
| 2 | 取得する動産 | 携帯型無線装置 |
| | | 台数 67 台 |
| 3 | 取得価格 | 金27,940,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 制限付一般競争入札による買入れ |
| 5 | 取得の相手方 | 郡山市喜久田町字双又39-1 |
| | | 情報コネクト株式会社 |
| | | 代表取締役 高 田 正 志 |
| 6 | 支出科目 | 令和7年度 |
| | | 一般会計 |
| | | (款) 3 消 防 費 |
| | | (項) 1 消 防 費 |
| | | (目) 1 常備消防費 |

(提 案 要 旨)

携帯型無線装置 67 台を取得する。

福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、福島県市町村総合事務組合規約（昭和54年規約第1号）の一部を次のとおり変更することについて異議がない旨、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年7月14日提出

郡山地方広域消防組合
管理者 椎 根 健 雄

福島県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

福島県市町村総合事務組合規約（昭和54年規約第1号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「、南会津地方環境衛生組合」を削る。

別表第2第1項右欄中「、南会津地方環境衛生組合」を削る。

別表第2第4項右欄中「、南会津地方環境衛生組合」を削る。

附 則

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、改正後の福島県市町村総合事務組合規約の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（提 案 要 旨）

南会津地方環境衛生組合が令和7年3月31日に解散したことに伴い、福島県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させるため、福島県市町村総合事務組合規約を変更する必要があることから、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

郡山地方広域消防組合監査委員の選任について

次の者を郡山地方広域消防組合監査委員に選任したいので、郡山地方広域消防組合同約（昭和48年4月1日福島県知事許可）第13条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年7月14日提出

郡山地方広域消防組合
管理者 椎 根 健 雄

記

- 1 住 所 郡山市田村町小川字田中68番地
- 2 氏 名 相 樂 靖 久
- 3 生年月日 昭和39年5月20日
- 4 履歴事項 現郡山市代表監査委員

郡山地方広域消防組合監査委員の選任について

次の者を郡山地方広域消防組合監査委員に選任したいので、郡山地方広域消防組合同約（昭和48年4月1日福島県知事許可）第13条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年7月14日提出

郡山地方広域消防組合
管理者 椎 根 健 雄

記

- | | | |
|---|------|---------------|
| 1 | 住 所 | 田村郡三春町字荒町44-2 |
| 2 | 氏 名 | 坂 本 浩 之 |
| 3 | 生年月日 | 昭和31年3月21日 |
| 4 | 履歴事項 | 現三春町長 |

令和6年度郡山地方広域消防組合一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	令和7年度 通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	令和5年度 通次繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国・県 支出金	組合債	その他
3 消防費	1 消防費	消防本部庁舎ZEB化 改修業務	円 632,553,000	円 324,400,000	円	円 324,400,000	円 165,883,110	円 158,516,890	円 158,516,890	円 17,216,890	円	円 141,300,000	円
合 計			632,553,000	324,400,000		324,400,000	165,883,110	158,516,890	158,516,890	17,216,890		141,300,000	

令和7年7月14日提出

郡山地方広域消防組合
管理者 椎 根 健 雄